

# 靈鷲院の歴住の略伝（上）

川 口 高 風

## 三世 巴山萬江

享保十八年（一七三三）七月に入院した巴山は浄源寺（瀬戸市岩屋町）の「歴住記」によれば、

七世巴山萬江禪師本州赤池山田氏子早歲投妙泉寺密州和尚祝髮歴參江湖凡二十年粗探法源底上首于全久虎嶽和尚之會次靈鷲明極和尚應于信州全久之請招師令繼席元文丙辰浄源因事虛席官命師使住持寛保元辛酉移于三州勸生無量寺結制一番法化最盛也未幾倦應接退居養老宝曆七丁丑十一月十七日寂

とあり、靈鷲院の所在する赤池村の山田氏が出身であつ

靈鷲院（日進市赤池町）に関する拙稿には「靈鷲院に安置される曹洞宗兩祖の御靈骨」（昭和五十九年九月）「愛知学院大学禅研究所紀要」第十三号）「微笑尼の觀世音菩薩像と藕絲の袈裟について」（平成二十一年三月）「愛知学院大学教養部紀要」第五十六卷第四号）「靈鷲院開山頑翁叟石と二世明極即證について」（平成二十一年七月）「愛知学院大学教養部紀要」第五十七卷第一号）がある。すでに開山と二世については考察したため、本稿では三世以後十世までの略伝と明菴学海の墨蹟が靈鷲院に所蔵することとなつた経由を明らかにしたい。なお、十一世以後の歴住や開基などについては後日の研究を俟つとする。

靈鷲院の歴住の略伝(上)(川口)

た。幼時に妙泉寺(現在・妙仙寺、日進市岩崎町)十世蜜洲徹穩について剃髮得度した後、四方に歴参すること二十年、全久寺(名古屋市天白区植田)三世虎嶽匡威の結制で首座を務めた。明極即證が靈鷲院から全久院(松本市深志)へ転住した時、靈鷲院の後席(三世)に就いているが、人法の本師は不詳である。しかし、靈鷲院の伽藍法を明極から受けていることは確かである。また、位牌に「前永平」とあるところから永平寺へ出世しているが、その年次は明らかでない。

正眼寺文書(二二五七)によれば、元文三年(一七三三)八月二十日十六日に巴山が他寺へ転住するため、その後住に東高慧松を据えたいことを願っており、それに同意することを遠山景慶が録所の正眼寺(小牧市三ツ洲)へ書翰を出している。それには、

一筆致啓上候、此般、巴山和尚他山ニ付、靈鷲院後住之儀、東高長老後住ニ居申度旨、巴山和尚被相願候、拙者儀勿論、同心ニ存候間、右之段、御内達頼入存候、為其、如此御座候、恐惶謹言

遠山 掃部

十二月十六日 景慶(花押)

正眼寺

とあり、翌四年(一七三九)二月に退隠した。

ところが、浄源寺の「歴住記」には元文元年(一七三六)に六世漸鴻證儀が退隠したので、官命により巴山が浄源寺七世に任命されたとある。したがって、巴山の靈鷲院時代は享保十八年(一七三三)七月から元文元年(一七三六)までか、あるいは元文四年(一七三九)までかの二説がある。浄源寺には、その後の寛保元年(一七四一)までの五年間か三年間を住持したことになる。

何れにしても、靈鷲院時代の巴山についての詳しい行歴は明らかにならない。寛保元年(一七四一)には無量寺(みよし市助生町)六世に転住した。無量寺では結制を修行しており、教化活動が盛んであったといわれる。その後、宝暦七年(一七五七)十一月十七日に示寂した。

四世 東高慧松

元文四年(一七三九)、四世に入院した東高の行歴は明らかにならない。しかし、翌五年(一七四〇)十月二十二

日に東高が他寺へ転住するため、その後住に乘輪弘宗を据えたい願いに同意した内達を、遠山景慶より正眼寺へ出している。(正眼寺文書二二五四) それには、

一筆致啓上候、今般、東高和尚他山ニ付、赤池村靈鷲院後住之儀、弘宗和尚後住ニ居申度旨、東高和尚被相願候、拙者儀、勿論、同心ニ存候間、右之段、御内達頼入存候、為其、如此御座候、恐惶謹言

十月廿二日

遠山 大膳

景 (花押)

正眼寺

とあるが、転住地などは不詳である。宝曆九年(一七五九)七月二十七日に示寂した。

### 五世 乘輪弘宗

元文五年(一七四〇)十一月に五世として入院した弘宗の代には、寛保二年(一七四二)二月二十八日に示寂した開山頑翁曳石の無縫塔を頑翁の弟子らが建立した。翌三年春には開基の微笑尼が自ら剃髪し、諸国の碩徳を訪ねる行脚に出発した。

靈鷲院の歴住の略伝(上)(川口)

延享三年(一七四六)三月十二日には、遠山景慶より正眼寺へ弘宗が美濃の福昌寺(中津川市駒場)に転住することとなり、承知している旨の口上書を出している。それには、

一筆致啓上候、然は赤池村靈鷲院弘宗和尚、今般、濃州恵那郡駒場村福昌寺え移轉有之度旨、被申間、令承知、於手前、故障無御座候、依之、右為願之罷出候条、宜御取扱、頼入存候、恐惶謹言

三月十二日

遠山 大膳

景 (花押)

正眼寺

侍者御中

とある。続いて四月十一日には靈鷲院の後住に善篤寺(名古屋千種区城山町)の衆寮にいた萬里虎関を据えたいことの内達を遠山景慶より正眼寺へ

一筆致啓上候、今般、弘宗和尚就他山、赤池村靈鷲院後住之儀、善篤寺衆寮虎関和尚後住ニ居申度候、右之段、宜御内達頼入存候、為其、如斯御座候、恐惶謹言

靈鷲院の歴住の略伝(上)(川口)

遠山 大膳

景慶(花押)

四月十一日

正眼寺

侍者御中

と出し、福昌寺三世に転住した。なお、弘宗は福昌寺の本寺長国寺(恵那市大井町)八世にも就いており、福昌寺より昇住したものである。福昌寺の先住(二世)、長国寺の先住(七世)はともに松山義柏(栢)であるため、松山義柏の法嗣かともみられる。長国寺時代には弟子の実參(毛(小牧市小牧・玉林寺二世)が萊翁黙仙へ弘宗の頂相に贊を請しており、それには、

長国弘宗和尚寿像贊 布毛和尚請

顔貌口喞踞坐峻鄰革三席三所一乘三個願輪這邊那畔為主為了無二羈絆二委三積 八珍一止掌一厥一横陳文茵一并不臥枕混迹迷津亡二形凍餒二隱約平淳感而彌露橋梓素々見之仰之是謂師真贊言難速短毫曷振とある。(『萊翁黙仙語録』)なお、松山義柏は靈鷲院伝法第一祖の松山恕麟と同一人物と考えられたが、松山恕麟は元文元年(一七三六)四月十六日に示寂しているため、弘

宗が福昌寺へ転住した延享三年(一七四六)は存命しておらず、弘宗と松山恕麟との関係は不詳である。福昌寺の「世代帳」では寛政十一年(一七九九)三月二十二日示寂とあるが、靈鷲院では寛政十二年(一八〇〇)十一月二十三日となっており、長寿者であったと思われる。

## 六世 萬里虎関

五世弘宗の後住として延享三年(一七四六)七月に善篤寺(名古屋市中種区城山町)衆寮にいた萬里虎関が六世に就いた。虎関の伝記は三十五世に昇住した大寧寺(長門市深川湯本)に所蔵する頂相の題によって明らかになる。この題は天明六年(一七八六)正月に大寧寺三十六世の大麟道趾が記したもので、靈鷲院に入院するまでの伝記をあげると、

第三十五世萬里関和尚師者信州之産也不記家系□年出家遊方天性真篤使人感東関北越遊歴知識門多歲後西游登防之法幢然橋斷崖橋門口峻峻柄子競畏服師進問云如何是仏。橋曰爾何借別人口不問師便禮拜橋便捧師云徹骨徹髓後入室親蒙開示因乞植口師脇不着席三年勇猛

異他侍者有蓋天関公不悟何人悟讚歎不止一夜切心忽然  
回地一声也太奇々々直走方丈量所拜橋微之恰如破竹勢  
後帰国弘受業塔住菴味跡数年矣橋不歲退院帰隠丹之龍  
福閉門不接客幽栖有年享保二十一甲辰九月十三日示寂  
于丈室師聞訃音遠趨拜塔法弟廓潭幸喜師來開基与某甲  
氏相議請令住山師當仁不讓進院董徒不陞開祖家風有年  
時応尾之微笑尼請住靈鷲百病屢調結制宏董宗綱接衆無  
倦刻斯已畢

とあり、信州の出身であつたが、俗姓、家系などは不詳で  
ある。出家後、東関北越の知識に参学しており、その後、  
法幢山禅昌寺（山口市下小鯖）の断崖独橋の下に学んだ  
後、入室嗣法した。独橋は龍福寺（京都市船井郡丹波町）  
へ退隠し幽棲した後の享保二十一年（一七三六）九月十三  
日に示寂した。法弟の祖州廓潭（四世）は、開基家と相議  
して虎関を龍福寺住持に請し三世となつた。その後、延享  
三年（一七四六）に微笑尼より靈鷲院へ請待された。住持  
すること二年、延享五年（一七四八）春には微笑尼を讃え  
る偈を贈っており、六月十二日には永安寺（名古屋市東区  
東桜）へ転住する願に納得していることを

靈鷲院の歴住の略伝（上）（川口）

一筆致啓上候、然は赤池村靈鷲院虎関和尚、今般、東  
寺町永安寺え移轉有之度旨、被申聞、令承知、於手  
前、故障無御座候、依之、右願に被罷出候条、宜御取  
扱頼入存候、恐惶謹言

遠山彦左衛門

六月十二日

景慶（花押）

正眼寺

侍者御中

とあるように、遠山景慶が正眼寺へ出した。七月頃には転  
住しており、そのあたりを大麟道趾の題によつてみると、  
有永安之請師堅不許微笑尼請不止依之令靈鷲兼待於茲  
学徒日多一衆守枯淡奉侍尾陽法道改僧觀終成巨叢林  
とあり、虎関は微笑尼の請によつて止むを得ず靈鷲院を兼  
務していたが、永安寺には多くの学徒が集つて大叢林と  
なつた。

永安寺時代の寛延三年（一七五〇）冬には結制を修行し  
た。それに随喜した頑極官慶は特に上堂を請しており、宝  
暦六年（一七五六）正月には、法兄頑翁曳石の行歴を記し  
た『頑翁石和尚行業記』を撰述している。八月には病にか

靈鷲院の歴住の略伝（上）（川口）

かり、再起できなくなったことを悟った微笑尼は、虎関に對して「和尚亦眼瞎也否」と尋ねた。すると虎関は「何啻山僧」と聞き返し、微笑尼は「盡大地人即今眼瞎呪爾化矣」と述べて閏十一月十日に六十六歳で没したのである。

永安寺に在在すること十余年、宝曆十四年（一七六四）二月二十日には大寧寺三十四世吞海未了が病のために退隱することとなり、その後住（三十五世）として進院開堂した。大麟道趾の題には、

在位十餘年時長州大寧吞海因病退鼓請師令為補處師進院開堂懷中辨香為橋斷崖實是法泉嫡孫也於茲學者競到時值于開山石屋禪師三百五旬遠忌大会四方予先到者一千餘指法蕊盛拳不可言官庁婦崇尤渥施官財賑清衆緇日伏膺□制罷通院請備永祥道趾令董確席師婦隱尾之照運安永七戊戌七月三日示微疾書遺偈圓寂于笏室世寿七十五法臘六十五送靈骨大寧津葬走葬者及數千人創尾之照運乘円両利為開祖嗚呼遺德使人感者乎

と述べている。

在住中の明和五年（一七六八）十一月十五日には「世代年譜」に、

一 當寺開闢應永年中三州之太守大内鷲頭弘忠公古帳八百貫并山林御寄附

一 當寺十三代異雪和尚住持之時七州之太守大内義隆公領地八百石并山林御寄附

一 御當家元就公五百七十石并山林境内如先規御寄附此度從公儀御尋ニ付右之通記録差出者也

于時明和五戊子歲

十一月十五日

現住虎関代改之

とあるように、大寧寺開創以來の寺領の記録を公儀に提出した。また、安永元年（一七七二）には開山の石屋真梁禪師三五〇回忌を修行しており、一千余人で法筵が賑わった。

安永六年（一七七七）には永祥寺（井原市西江原町）の大麟道趾を後董にして、尾張の照運寺（名古屋市中区東桜）へ帰隠して七月三日に示寂した。一説では、曹流寺（名古屋市中区新栄）に退隠して同寺で示寂したともいわれている（『名古屋寺院誌』照運寺項）。世寿七十五歳、法臘六十五歳であった。遺骨を大寧寺へ送り、その葬儀に數

千人が参列した。照運寺と乗円寺（名古屋市北区中切町）の開祖となっている。

### 七世 太鈍心底

萬里虎関が永安寺へ転住した寛延元年（一七四八）七月以後に住持となったのは、七世太鈍心底である。詳しい伝記は不詳であるが、虎関の法を嗣いだものと思われる。宝曆三年（一七五三）正月に本年冬、江湖会の修行を大檀那の遠山家も納得していることを

指出申一札之事

一拙寺、當來西冬、江湖興行仕候、大旦那、何れも納

得仕、何方にも故障無御座候事

一衆數七拾箇不足仕間鋪事

一首座方々賄賂囁取申間敷事

右之趣、於違背仕者、宗門之御法度可仰付候、為後

證、仍而如件

宝曆三年

酉正月

愛知郡赤池村

靈 鷲 院 印

太 鈍（花押）

靈鷲院の歴住の略伝（上）（川口）

### 正眼寺

御役寮

と正眼寺へ一札を申し出ている。同年、冬には十二世裁翁梵童が太鈍について剃髪した。同七年（一七五七）十一月、微笑尼の一周忌に遠山景慶と高木篤貞によつて墓塔が建立され、その銘を太鈍が記している。銘をあげると、

### 墓 志

當院開基諱微笑、字徹顔

濃州多良郷源貞則女也、其母木村氏夢昇曦射額而有娠、元祿四辛未四月八日日出時生、幼而聰慧出倫篤好佛法、丙戌春、嫁本府縉紳藤景供、然常修梵行一要參禪会见龍福橋老橋一見而便、雖知法器家風峻峻所呈所解一不容之親舉死了燒了話痛施鉗鈍、彌加激礪越口禮共忘參扣無虛日歷七十餘日、忽然省發直奔、而謁橋老密伸、其故橋曰、汝徹也、自今日永保護、隨分爲人、享保二丙酉歲、從而受苦薩戒并剃度之式、橋及乎晦跡丹丘使尼親炙嗣子頑翁石公尼亦奉命參堂請益無怠、或於公案詠和歌代頌者多也、石公遂偈以證之、於是乎開基當山石公、石公爲開祖、山稱久遠、院曰靈鷲、加之外護安之衰癯再興叢規、寬保三癸亥春、自雜染游

靈鷲院の歴住の略伝(上)(川口)

方偏扣一時名宿箇箇稱曰、末世鐵磨也、後結第古渡、齊接方來、其他衆善不可枚舉、寶曆六丙子秋八月、稍患微疾永安關師竊知病不起、一日往而瞻之、尼向師言、和尚亦眼瞎(ま)也否、師曰、何啻山僧、尼曰、盡大地人即今眼瞎院爾化矣、実閏十一月十日卯刻也、世壽六十六、孝子遠山氏藤景慶、高木氏源篤貞建塔於院之西北、使山僧銘、銘曰、塔樣團圓 七尺八尺 靈山授記 天地懸隔 皆

寶曆第七歲次丁丑冬十一月日

現住底大鈍叟識

とある。なお、萬里虎関の開山地である乗円寺の二世にも就いており、宝曆十一年(一七六一)十二月七日に示寂した。

八世 大屋良玄

七世大鈍が宝曆十一年(一七六一)十二月七日に示寂した後、観音寺(名古屋市西区名西)十一世の大屋が転住してきた。それを証明する資料が靈鷲院にある。それは玉林寺(小牧市小牧)七世の絶芳枕流が正月二十九日に隆幡孫

右衛門に出した新春の賀状のようなものに、

新春之時之御慶

可被可被下去秋は  
御同前日出度□□□□

廿日に永安寺迄参り  
弥以御家内皆々様御機嫌

能御越年可被成候半と

遠察不浅弥重に奉存候

然は當方拙僧儀も随分

無為加年仕候乍憚

御心易思召可被下候

且又観音寺岱屋和尚

當寺へ後住に御出被成候

拙僧も随伴仕参申候

乍憚左様に思召可下候

何事も取込故早々  
申遣し候以上

枕流より  
孟春廿九日

隆幡孫右衛門様

とあり、観音寺の岱屋（大屋のこと）が當寺（靈鷲院）の後住となるため、拙僧（枕流）も随伴してきたと述べている。これはおそらく太鈍が示寂したため、その後住になった正月のことであろう。したがって、宝曆十二年（一七六二）正月の書状かと思われる。

岱屋は現在の観音寺の世代に「大屋」となっているが、「頑翁曳石和尚行業記」では碓屋となっている。すべて同一人物である。

その後、安永五年（一七七六）には靈松寺（大町市山田町）二十三世に転住しており、靈松寺では客殿を建立した。天明元年（一七八二）に退隠した後、同五年（一七八五）十二月七日に示寂している。

## 九世 開闔祖蘭

開闔（寛）は法嗣の仏海慈舟の略伝である「泉徳開山慈舟禪師行由」によれば、明和三年（一七六六）頃は秋月院（名古屋市瑞穂区大喜町）十七世住職で、永安寺（名古屋市中東区東桜）十二世見桃未徹の下で典座を務めていた。そこへ仏海慈舟が参学に来ており、その後、開闔にも師事す

靈鷲院の歴住の略伝（上）（川口）

ることになった。解制で開闔が秋月院へ帰山するや、慈舟は開闔に随つて秋月院へ掛錫することになった。安永元年（一七七二）冬、開闔は靈鷲院九世へ転住することになり、その時の結制の首座は慈舟が務めた。なお、靈鷲院の文書によれば、安永五年（一七七六）に八世大屋良玄が靈松寺二十三世へ転住したため、その後住に就き、翌六年二月には、同年冬に江湖会を修行することの一札を録所の正眼寺へ出した。それには、

差出申一札之事

一 拙僧儀、當西之冬、江湖興行仕候ニ付、大旦那、

并村中納得仕、故障無御座候事

一 衆数七十箇、不足仕間敷事

一 首座方の賄賂囑咤取申間敷事

右之趣、於相違、宗門之御法度可被 仰付候、為後

證、仍而如件

赤池

安永六 酉年二月

靈鷲院 印

開 寛（花押）

正眼寺

御役寮

とあり、大旦那（遠山家）も納得しているとの一札である。

このように靈鷲院へ転住した年月は資料によつて異なっているが、何れにしても天明四年（一七八四）秋、開闔は靈鷲院を退隱することになり、その後董に法嗣の慈舟が就いた。寛政八年（一七九六）正月八日に示寂したが、文化十年（一八一三）には慈舟が松林寺（名古屋市千種区南明町）を再興した時、その法地開山に請している。当時、天台宗の学僧であつた金龍敬雄の侍者の梵韶が安永七年（一七七八）頃に編纂した『張城人物志』には、

積開實 字祖闔 赤池 靈鷲院

と紹介されている。ただし、開實祖闔となつては同一人物で、尾張の高僧の一人としてとりあげられているのである。

十世 仏海慈舟

仏海慈舟（以下、師・慈舟と略称）の伝記は、法嗣の甘雨為霖が編集した「泉徳開山慈舟禅師行由」があり、それ

によつて師の詳細な行歴は明らかになる。奥書によれば、この伝記は師が万松寺に歴住したため、万松寺の歴代住持の伝記を尾張藩寺社奉行所へ提出せねばならないところから、甘雨為霖を中心として法嗣らがまとめたものである。その原本は、中興開山地の泉徳寺（小牧市本庄）に所蔵しており、それをあげてみると、

師諱慈舟。字佛海。一號石菴。常陽之人也。未詳姓氏。延享二乙丑歲誕生。早歲好出家。忌葷茹。不食血肉。幼而患痾。十歲秋急因疾氣息絶。父母灸背上。半日而甦。心覺無事。因決出家志。宝曆五年乙亥。師十一歲。登州之香林山。見大忍和尚。薙髮授戒焉。同曆十三年癸未春。師十九歲。掛錫州之杉室大雄院。博學内外典。日夜不怠者三歲。未得脱生死無常苦底力。常自疑著之而已。因有二禅者同牀。冬暮夜爐邊茶話次。及參禅事。師即問。參禅要路畢竟如何。禅者將爐木打爐側示焉。師愕然有省。於茲始知名字學不足敵生死。直向大悲尊前發願曰。吾欲尋明師。而決此一大事。請慈悲證明。明和三丙戌春。師二十二歲。所持書典悉抛

擲。遠欲南遊。因歸省香林山辭師。便呈偈曰。香林山上欲辭師。五十三參何可之。振錫今爲雲水客。碎身豈不起宗規。又詣州之鹿鳴明神廟。誓曰。不明大事誓不歸故鄉。便携錫到尾陽之永安。過夏。山主見桃和尚。令師行履庫下。時秋月開寬闡和尚。爲典座。師潛知闡左右出常情。晨夕追慕恰如影隨形。闡又顧憐焉。闡一日示曰。劫火洞然大千俱壞。未審這箇壞不壞。師曰。不于壞不壞。闡曰。不是不是。師從是伏膺。師事闡和尚。到解夏日。闡歸秋月。師亦隨掛錫秋月。時秋月師資只二人而已。泥壁春麥爨煎茶之勞。師一人動之不怠。有閑暇則面壁靜坐。日夜脇不離席。純一辨道。或時闡曰。汝好靜座。我院甚繁務。向別處去。師曰。佛有鬻肉。祖師有斷臂。日用事何爲難哉。只願師慈令我得大法。敢勿勞尊慮。闡私淚濕衣。一日闡對客談拈華微笑話。師在竈頭聞之開悟。便具威儀。上方丈禮拜。闡曰。汝見甚麼道理麼。師曰。靈山一會今日儼然。闡便微笑。後闡和尚忌香語曰。杉室爐驚打爐聲。拈花談覺桶底輕。

靈鷲院の歴住の略伝(上)(川口)

須知後箭深前箭。倒洒黃河洗不清。又到長之太寧。參虎關和尚。到加之大乘。參祖俊和尚。至處叢林稱俊傑。安永元年壬辰冬。師二十八歲。闡移尾之靈鷲而結制。令師領半座。師三辭之。闡不許。終坐半筵。同曆三年甲午。師三十歲。卓錫於勢南河俣山中。葺路也十年。動旬餘斷糧。或長坐不臥。長養聖體。或時村里有死靈爲崇狂者。就師請除之。師便授戒脈。別唱法語等。終無其應。自謂修行無力。實可恥而已。二三月後。隣里亦有狂病。請師禳之。師謂。前日心中欲除之。故無應。便就道場。入自他不二深三昧了。又如前日。即日狂心止。謔語絕。其後於豫州宝珠之會。有度死靈事。師一生中。如是事數多。悉不舉。天明四甲辰年秋。師四十歲。闡退靈鷲令師董其席。同曆六年丙午夏結制。龍象屯法筵。半夏示衆。右拈主杖曰。前半夏法兄弟。在這裏左轉右轉。左拈主杖曰。後半夏不得喚作主杖。即拋向。又拈主杖曰。元來長七尺。扶過斷橋水。伴歸無月村。靠拄杖呵呵大喚。是一日四箇拄杖。後來以是示學者。

寛政十年戊午春。師五十四歳。應三名府永安之請。移永安。十方雲衲連露袂到。常住淡薄。多衆無可供物。以淨乞爲食。一日設三轉語示衆曰。得見屋裏天真佛。急須燒却。得百尺竿頭進步。須明頭合暗頭合。得坐斷毘盧頂顛。須採東家女兒難。文化元年甲子冬。師六十歳。府之大光空席。當國選移大光。家風激厲庸流難近傍。越格衲子成群。同曆六年己巳冬。師六十五歳。當龜岳之選晋院。化風彌昌也。同曆十癸酉歳。於府東丸山村。再興松林寺之古基。請闡和尚爲法地開山。自居二世。同曆十一年甲戌春。祝古希之誕。訟公施菩薩戒。四衆受戒者三千八百餘人。隨喜蒙化者不知數。國君賞之贈紗綾二本。同曆十三年丙子秋。師七十二歳。退龜岳。法子宜見。於小牧古城北本莊村興廢寺。請師爲中興開山。號山於象頭。名寺於泉德。師閑居養老。一日賦偈曰。曾退市鄣掩柴扉。從壯修道忍寒威。老僧七十有餘歳。自洗膩垢弊布衣。文政五年壬午三月二十八日早朝。書偈示門人曰。平眼虚空無一偏。是非吞吐有餘員。從來天地權名什。四

海誰知個老傳。此日終日携杖巡山。手拂壽塔邊。暮歸如常。自求湯水澡浴。入室端坐無病化。留眞相三日。容儀如生。世壽七十有八。法臘六十有七年。於象頭山頭茶毘。分遺骨於四所。得舍利七粒。門人分之。以四月十二日入塔。自贊頂相曰。緇服不持律。說禪摩會禪。閉唇恰似啞。開眼終無眠。曾不斷煩惱。詎求坐淨蓮。若尊重此漢。佛道必難圓。蓋師平素疎人情。四所住山不假工謀。只任他請而已。只管單提祖道。鍛煉衲子。嘆澆末宗規紛亂。老尚憤激。常罵諸方賣算之師。呼小魔子。諸方結制請師也三十六度。每望衆會。示曰。今時叢林以名利學爲辨道。我這裡不然。第一不透得法身人。第二撥無三時業人。第三大悟不迷人。第四不發六度心人。此四種人。非吾親眷屬。若非此人。則此問不許掛錫。汝等實欲求祖道。須參明眼師。徒莫隨集多衆銜名魔師。差過一生。予發足以來。潛慕法眼參地藏高蹤而已。尋常示如是事。輒不許可人。所以如世緣簿。求恩愛輩。雖輻輳久不住。嗣法徒纔九人

也。道高爲<sub>二</sub>其上首<sub>一</sub>。有<sub>二</sub>普說一帙<sub>一</sub>。壽<sub>レ</sub>梓行<sub>二</sub>于世<sub>一</sub>矣。

著<sub>二</sub>師行由<sub>一</sub>者非<sub>二</sub>師遺意<sub>一</sub>。龜岳歷代伝記入<sub>二</sub>公廳不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>遺<sub>二</sub>一世<sub>一</sub>。茲以現主令<sub>二</sub>小子等撰<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>。小子兄弟讓<sub>レ</sub>予。予也未<sub>レ</sub>詳<sub>二</sub>其行業<sub>一</sub>。如其姓名。師曾<sub>レ</sub>□<sub>レ</sub>人不<sub>レ</sub>□<sub>レ</sub>之。故不<sub>レ</sub>詳到<sub>二</sub>慕道參學事<sub>一</sub>。以下予從<sub>二</sub>壯歲侍<sub>一</sub>。左右朝參暮請。每<sub>レ</sub>蒙<sub>二</sub>垂海<sub>一</sub>。所<sub>レ</sub>聞綴<sub>レ</sub>之。故年曆等間有<sub>レ</sub>錯乎。到<sub>レ</sub>爲人行化事。小子等悉所<sub>レ</sub>見聞。如<sub>二</sub>示叙遺誠<sub>一</sub>。予助<sub>二</sub>化于甲陽<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>待<sub>二</sub>其席<sub>一</sub>。雖<sub>レ</sub>然。門人五六輩侍<sub>二</sub>其席<sub>一</sub>。未後始末詳告<sub>レ</sub>。予只記<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>見聞。不<sub>レ</sub>花<sub>二</sub>文章<sub>一</sub>。况文盲不才。讀者勿<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>文章<sub>一</sub>。只願見<sub>二</sub>厲志道情<sub>一</sub>。照<sub>二</sub>顧自己脚下<sub>一</sub>也々

門人小弟爲霖謹記

とある。

伝記の概略をながめてみると、師は延享二年（一七四五）常陸（茨城県）に誕生した。十歳の秋、病を患ったため、その時出家の志を決めたという。宝暦五年（一七五五）十一歳の時、香林山（茨城県における香林山の山号）は、長宏寺（高萩市上手綱）のみしかなく、しかも、歴任に大忍はいないため、現在不詳。）の大忍（行歴など不

靈鷲院の歴住の略伝（上）（川口）

詳）について出家受業した。同十三年（一七六三）十九歳の時、大雄院（日立市宮田町）に掛錫して内外典を学んでいる。二十二歳の明和三年（一七六六）春、諸方に遊学する志を立て、最初に尾張の永安寺へ行き、十二世見桃未徹の下に学んだ。その時、秋月院（名古屋市瑞穂区大喜町）十七世開関（寛）祖闡が典座であり、師は開関にも師事することになり、解制で開関が秋月院へ帰山するや、師に随って秋月院へ掛錫することになった。その時、秋月院は師資二人のみであったといわれる。安永元年（一七七二）冬、二十八歳の時、開関は靈鷲院九世に転住し、結制の際、師はその首座を務めた。同三年（一七七四）三十歳になると、師は錫を勢南の河俣山中などに移し十年が過ぎた。天明四年（一七八四）秋、四十歳の時、開関は靈鷲院を退董することになり、師がその後席を継いだ。その時の結制の江湖頭は大癡道高が務めている。同六年夏には靈鷲院で結制を修行しており、寛政元年（一七八九）四月には寺社奉行所へ「什物帳」を出した。その末尾には、

右の通書出申候此以後交代之節無間違右之品々無増減  
書出可申候

靈鷲院の歴住の略伝(上)(川口)

若新添は格別古来有来候品は後代々難渋々不相成様相  
考書出置候故其已後にて御書出可成心得為意得一寸と  
右の様子印置申候以上

慈舟拝書

後々継席諸大和尚

とあり、後席の住職への「校割帳」でもあった。  
翌二年六月には、本年冬に結制を修行する願いを、

指出申一札之事

一拙寺儀、當戌之冬、結制興行奉願候ニ付、大旦那并

村中何れも納得仕、少も故障無御座候事

一衆數御定法之通、七拾箇、不足仕間敷事

一首座方々賄賂囁<sup>(マツ)</sup>等、一切取申間敷事

右之趣ニ於違背仕者、宗門之御法度可被仰付候、

為後證、依如件

寛政二年戌六月

愛知郡赤池村  
靈鷲院

慈舟(花押)

正眼寺

御役寮

と正眼寺へ出した。翌三年四月と同九年(二七九七)四月  
には、切支丹宗門僉議(宗門一札)を正眼寺へ出して  
いる。同十年(一七九八)春、五十四歳になると永安寺十八  
世に請された。また、文化元年(一八〇四)の六十歳に  
は、大光院二十世へ転住し、同六年(一八〇九)冬には万  
松寺二十五世に晋住した。同十年(一八一三)には、松林  
寺(名古屋市中種区南明町)を再興し、その法地開山に本  
師の開闢を請して自らは二世となった。同十一年春には万  
松寺で授戒会を修行しており、戒弟は三千八百余人の大盛  
況であった。同十三年(一八一六)九月、万松寺を退隠し  
た師は、法嗣の別峰宜見が泉徳寺を再興するにあたり、師  
を中興開山へ迎え閑居の地となした。その後、泉徳寺で文  
政五年(一八二二)三月二十八日早朝、世寿七十八歳で遷  
化した。遺骨を四カ所に分け、四月十二日に塔を建立して  
納骨した。嗣徒は九人おり、道高が一番弟子であった。  
師の語録と頂相が大府市内の寺院に所蔵されている。語  
録は普門寺(大府市横根町)にあり、頂相は賢聖院(大府  
市北崎町)に所蔵する。両寺はともに慈舟の法系門下の寺  
院であり、普門寺は師の法嗣別峰宜見の法系の歴住地であ

る。一方、賢聖院は、弘化二年（一八四五）十一月二十二日に曹山智洞が住持するや本堂、庫裡などを再建し、明治十三年には、師の法嗣寰翁鉤玄を法地開山に勧請した。さらに、当時の曹源寺（豊明市栄町）十四世雲菴黄龍を二世に勧請して、自らは三世となり法地起立した。そのため、寰翁鉤玄の本師にあたる慈舟の頂相を所蔵することになったものと思われ、同寺には慈舟のみならず法地開山寰翁鉤玄、二世雲菴黄龍の頂相も同じ箱に安置されていた。しかし、現在では雲菴黄龍の頂相が曹源寺に所蔵している。それは曹源寺との本末関係から、住持の昇住によつて移蔵されたものであろう。

頂相をみると、慈舟の自題である。それには、

眼見如盲有口似啞

霹靂轟不意駭歷

塵劫形自若器那

八十二位比倫一怪

喚汝後來為我

住亀阜老衲慈舟自題

とあり、亀阜老衲とあるところから、文化六年より同十三

靈鷲院の歴住の略伝（上）（川口）

年までの亀岳林万松寺時代の自題頂相である。

次に、普門寺に所蔵する語録は、内題が『大光慈舟老人語録』とある。しかし、題簽はない。乾坤二冊で「門人孝輯編」とあり、単孝の編輯したものを再写したようで、その筆者は不詳である。末尾に「遠孫貫道拜持」と記されているところから、普門寺四世大機貫道が所持していたものであろう。大機貫道の法系は、弘海慈舟——別峰宜見——正道得眼——大機貫道と続いており、法系の法曾祖父にあたる。また、慈舟は生前中に『大光慈舟禪師易贖録』を刊行している。それには慈舟の自序とともに、尾張藩士水野政和の叙と門人単孝の跋が付されており、文化二年（一八〇五）の刊行である。内容は寛政六年（一七九四）夏安居における「捩師説」及び「唱道人可誠説」「誠多聞及懈怠説」「誠憍慢説」「分衛行」「蒲団吟」などとともに、文化元年（一八〇四）冬、妙仙寺（日進市岩崎町）に助化した時の「妙仙普説」、大光院における「大光普説」から成り、参学者に弁道精進を促がしている。しかし、本文は十丁のみで、語録としては頗る短い。普門寺蔵の『大光慈舟老人語録』は『大光慈舟禪師易贖録』に所収する普

説のみならず法語、詩偈などもまとめられている語録である。内容の構成をみると、

〔乾〕

〔坤〕

- |       |        |
|-------|--------|
| ① 仏事  | ① 晋山法語 |
| ② 三仏諱 | ② 夜參論  |
| ③ 二祖諱 | ③ 書    |
| ④ 下炬  | ④ 序文   |
| ⑤ 詩偈  |        |
| ⑥ 題贊  |        |

となり、『大光慈舟禪師易贖録』より詳細な慈舟の煖皮肉を表わした語録である。編者は、『大光慈舟禪師易贖録』が「門人単孝等編」とあり、単孝ら複数の人物による編集と考えられたが、『大光慈舟老人語録』は「門人単孝輯編」とあることから、単孝一人の編集と考えられる。しかし、編者の単孝の生没年次などの行歴は全く不詳で、師に参学していた門人であったことのみしか明らかにならない。なお、本語録が刊行されなかった理由は不詳であるが、従来、『大光慈舟禪師易贖録』でのみしか明らかでなかった慈舟の煖皮肉は、『大光慈舟老人語録』によってよ

り詳細な行歴と力量を知ることができる。

### 微笑尼と明菴学海——墨蹟の所蔵から——

微笑尼は靈鷲院にある墓誌銘によれば、寛保三年(一七四三)春に剃髪し、諸国の名僧を訪ねて行脚した。行脚中の同年冬、空印寺(小浜市小浜男山)十六世明菴学海とも交流した。空印寺は十四世に面山瑞方がおり、面山は微笑尼の作られた藕絲の九条衣と方一尺ばかりの小衣を得ている<sup>(1)</sup>ところから、空印寺の後住明菴とも親しかったものと思われる。そのため揮毫を需めたところ、明菴は宏智正覚の「坐禅箴」を和文で注釈した損翁宗益(一六四九—一七〇五)の坐禅辨道の法語の一部を揮毫された。

それには、

十二時中鳥の大空の極りなきを飛かことく南北東西始  
なく終なし、際あれは籠に入へし、際なきか鳥のいの  
ち、すみかなり、如此坐するか佛々の坐したまふ坐な  
り、あやまりて一切時中萬法のきわを見たまふことな  
かれ、穴賢

右は損翁老和尚坐禅辨道之法語

于時寛保三年之冬応需者也

前永平現空印法孫比丘海明庵謹拝書

とあり、損翁の「永平正法眼藏坐禪箴損翁和尚辨話<sup>2)</sup>」の本  
文と全く同じでないが、要旨をあげたものと思われる。

明菴については、寛延二年（一七四九）正月に臥龍院  
（福井県三方上中郡若狭町三方）十六世光山良謙が撰述し  
た「泰雲山長英寺記録の壺 中興記」にある伝記と大正十  
三年十一月二十三日に建立された明菴の慈恩碑の銘文であ  
る「国富村太良庄長英寺中興明菴禪師伝聞記」によつて明  
らかになる。

「中興記」は漢文体であるが、「伝聞記」は片仮名交り文  
のため理解し易いところから、次にあげてみよう。

国富村太良庄長英寺中興明菴禪師伝聞記

夫泰雲山長英寺再中興明菴学海禪師ハ本岳三方郡南前  
川野々間ノ出生也。

禪師之母堂ハ常ニ水ノ乏シキ故ヲ憂ヒ、朝夕天ヲ仰ギ  
テ水曜星ヲ祈リシコト正二十余星霜一日ノ如ク、在ル  
日夢ニ天ヨリ星下リ口中ニ入ルト夢見、豈ニ凶ンヤ。

靈鷲院の歴住の略伝（上）（川口）

天和二年正月元旦ニ男子ヲ誕生ス。此ノ子七歳ノ時、  
藤井村向陽寺黙外禺中禪師ニ就テ得度ノ式ヲ受ケ、明  
菴禪師ト号ス。師十三歳ノ春、本師禺中師、奥岳仙臺  
ノ輪王寺エ転頭セラル。其時明菴ハ随伴ス。廿八歳ノ  
秋迄一日ノ如ク禪師ノ瓶ニ侍シ、座禪弁道シ、廿九歳  
ノ時、初メテ山城ノ国久田自性寺ニ初メテ住セラ  
ル。其後、三方郡田上ノ常在院ニ転頭留錫セラル。

時ニ不思議アリ。明菴禪師或ル一日、鳥羽村黒田村ヲ  
通行ノ時、某家ノ老母死去葬祭ヲ営ム。空櫃ニ向テ  
焼香シテ居ルヲ見テ、氣ノ毒ニ想ヒ、此ノ旨ヲ施主某  
ニ通ズ。施主某ハ直チニ其旨ヲ菩提寺住僧ニ語ル。住  
僧不満面ニシテ明菴禪師ニ異議ヲ申シ込ム云云事、施  
主某ハ特ニ明菴禪師ヲ懇請シテ、其ノ空櫃不思議ノ為  
メニ引導ヲ請フ。明菴禪師ハ直チニ（化猫）ニ問答  
ス。明菴禪師大喝獅子吼シテ曰ク。人ノ善悪ハ心ニ在  
リ。骸ニ何ンノ咎カアルト。時ニ虚空ニ声アリ。是レ  
ヲ以テ我レ食トナス。禪師曰ク。若シ之レヲ食ト為ス  
ナラズ。我が生肉ヲ汝ニ与エン。其ノ骸ヲ我レニ還セ  
ヨト。（化猫）其骸ヲ捨ツ。明菴禪師其儘常在院ニ帰

靈鷲院の歴住の略伝(上)(川口)

ル。後チ某家ハ元ノ菩提寺ヲ離レテ常在院ニ依檀ス。故ニ田井村モ常在院ノ檀中亦倉見村ノ神社三十三間山王権現夢ノ告ゲニ依テ倉見永正院モ転宗シテ老禪師ヲ懇請シテ開山ト為ス。

其後、若狭守忠用公ノ帰依深ク小浜城空印寺工懇請シテ十六世ニ列セシム。

延享二年七月十七日、右長英寺ハ諸堂什具宝物記録等全部焼失、時ノ任職七世印山師モ焼失スト。時ニ高僧明菴学海禪師ハ空印寺ノ法席ヲ勇退シ、先君菩提所タル長英寺ニ隱棲セラレテ伽藍再興ノ事ニ住セラレ、漸ク舊觀ニ復シタルモノ。現存長英寺ハ仮普請ナリト云フ。国君喜悅シテ五十石ノ祭典ヲ永統ニ附セラレシ、即チ閑居田是レ也。

然ルヲ維新改革ニ伴フテ、其閑居田ハ何者カニ没収ス。実ニ長英中興第八世明菴学海禪師ハ希有ノ高僧威徳也。

因ニ記ス。禪師ニ妙不思議ノ伝記アリ。一ニヲ拳スルニ三方郡南前川ハ用水ノ不自由ニ付、郷土ニ清水ノ湧出セシムルノ法ヲ持リ、亦若効ヨリ丹波ニ通ズル登リ

三里阪路絶頂ニ錫杖ヲ立テ、池ヲ掘リ清水ヲ自由ナラシメ、人馬ノ通行ノ難ヲ救フ。又遠敷谷ヨリ近効張畑ニ通ズル山頂ニ清水ヲ出シ、人ノ治渴ヲ救フ等枚拳スルニ明菴禪師ノ法益偉大也。

右南前川村ハ其ノ水冬夏増減ナク、甘露ノ清浄水ヤ玉ノ如クニ湧出ス。今ニ至リ前川区ノ中央ニ明菴池ト其徳ヲ伝唱ス。

禪師ハ明和五年二月六日、法令八十七歳ニシテ遷化シ給フ。滅後壹百七十七年、殊ニ遷化遺垂ヲ伝フニ、滅後ハ星ニ現ズ云云ト。今世瞭トシテ霄ノ明星ヲ明菴星ト称ス。

大正十三年南前川字野々間ノ郷ニ、禪師ノ郷地ニ於テ巍然タル石碑ヲ建立シテ禪師ノ碩徳ヲ後世ニ伝フ。

昭和十一年九月

現長英十九世惠乘謹写之囑

これにより明菴は天和二年(一六八二)正月元旦に誕生し、七歳で得度した後、参禅弁道して二十九歳で山城国の自性寺(京都市左京区久多下ノ町)八世に初めて住持し

た。その後、常在院（福井県三方上中郡若狭町田上）十六世に転住し、永正院（福井県三方上中郡若狭町倉見）を開き、空印寺に懇請されて十六世に就いた。延享二年（一七四五）七月十七日、空印寺の末寺の長英寺（小浜市太良庄）が焼失したため、明菴は空印寺を退隠して長英寺（八世）へ隠棲し、伽藍の再興を行った。宝暦七年（一七五七）一月には自らの頂相に、

偽非是偽真豈是真夢幻為意空華為身丹青淨潔面目正新  
礼拝瞻仰勞煩幾人咄々

宝暦第七年丁丑孟春吉旦

永平空印十六世知足叟明菴自題<sup>(1)</sup>

と題している。明和五年（一七六六）二月六日には八十七歳で遷化した。滅後は星になってあらわれるといわれ、宵の明星を明菴星と称された程の人であった。また、明菴水といわれる美しい清水が尽きることなく湧き出たという奇瑞も伝えられている人物である。

(1) 『永福面山和尚公録』巻二十（『曹洞宗全書』語録三）昭和四十五年七月覆刻 曹洞宗全書刊行会）に「藕絲守持衣

靈鷲院の歴住の略伝（上）（川口）

記」があり、それによって明らかである。

(2) 『統曹洞宗全書』注解二に所収しており、宏智の「坐禅箴」の注釈として弟子の面山瑞方に先んずる注釈書の嚆矢といわれるものである。（『曹洞宗全書』解題・索引 昭和五十三年九月 曹洞宗全書刊行会）五三六頁参照。

(3) ただし、これは長英寺（小浜市太良庄）に安置されている明菴の位牌裏書きとともに、長英寺十九世俊岳惠乗が昭和十一年九月に書写したものがあ。また、銘文の「伝聞記」も同じく俊岳惠乗が書写している。これらは空印寺住職岸本孝道師よりの御教示である。ここに厚く感謝の意を表したい。

(4) 明菴学海の頂相は現在、空印寺に所蔵している。